

湯梨浜町告示第 57 号

湯梨浜町地域集会所等バリアフリー助成事業実施要綱を次のように定める。

平成 27 年 5 月 28 日

湯梨浜町長 宮脇正道

湯梨浜町地域集会所等バリアフリー助成事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この告示は、地域交流の拠点となる地域集会所等のバリアフリー化を行う改修工事に対しその経費の一部を助成することにより、地域住民が安心して利用できる地域の拠点づくりの促進を図ることを目的とする。

(助成対象施設)

第 2 条 湯梨浜町地域集会所等バリアフリー助成事業（以下「事業」という。）の対象となる地域集会所等（以下「対象施設」という。）は、町内自治組織の拠点となる施設のうち次の各号のすべてに該当する施設とする。

（1）地域住民が利用する自治組織共有の施設であること。

（2）地域住民の利便性向上を目的としたバリアフリー改修工事を行う施設であること。

2 前項の規定により対象施設となる施設であっても、この事業以外の助成制度等を利用し、当該施設のバリアフリー改修工事を行う場合は、この事業の対象とはならない。ただし、町長が特に認める場合は、この限りでない。

(助成対象経費)

第 3 条 この事業の助成の対処となる経費は、玄関、廊下、階段、居室及びトイレ等の改修並びにホームエレベーターの設置に要する経費（以下「助成対象経費」という。）とする。

2 新築及び増築は、原則として対象としない。ただし、やむを得ず増築が必要と認められる場合は、当該必要経費を助成対象経費とするものとする。

(助成金の額)

第 4 条 この事業の助成金（以下「助成金」という。）の額は、前条に規定する助成対象経費に 3 分の 2 を乗じて得た額とし、予算の範囲内で助成するものとする。ただし、その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定により算出した額が 66 万 6,000 円を超えるときは、66 万 6,000 円とする。

(助成の申請)

第 5 条 この事業の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、湯梨浜町地域集会所等バリアフリー助成事業助成申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に、対象施設状況調査票（様式第 2 号。以下「調査票」という。）、改修工事に要する経費の

見積書、図面及び施工前の写真を添えて、町長に提出しなければならない。なお、申請者は当該自治組織の代表等とする。

(助成の決定)

第 6 条 町長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに対象施設の状況等を調査のうえ、助成の可否を決定し、湯梨浜町地域集会所等バリアフリー助成事業助成決定通知書（様式第 3 号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

2 前項の助成決定を行う場合において、町長が事業の目的を達成するため必要と認めることは、条件を付すことができる。

(改修工事の着手等)

第 7 条 申請者は、助成決定後に改修工事に着手するものとする。

2 町長は、改修工事の施工中において、改修状況について確認し、必要な相談、助言等を行うことができる。

(改修工事の内容変更等)

第 8 条 申請者は、助成決定通知を受けた場合において、改修工事の内容を変更（軽微な変更は除く。）しようとするとき又は改修工事を中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(改修工事の完了報告等)

第 9 条 申請者は、改修工事が完了したときは、速やかに湯梨浜町地域集会所等バリアフリー助成事業完了報告書（様式第 4 号。以下「完了報告書」という。）に必要な書類を添付して町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する完了報告書を受理したときは、改修状況及び助成対象経費を確認して、助成金の額を確定し、湯梨浜町地域集会所等バリアフリー助成事業助成額確定通知書（様式第 5 号。以下「助成額確定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

(立入検査)

第 10 条 町長は、事業の適正な実施のため、改修工事の状況を検査することができる。

(助成金の請求)

第 11 条 申請者は、助成金を請求しようとするときは、湯梨浜町地域集会所等バリアフリー助成事業助成金請求書（様式第 6 号。以下「請求書」という。）に、助成額確定通知書の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

(助成金の支払)

第 12 条 町長は前条に規定する請求書を受理したときは、第 9 条第 2 項の規定により額の確定した助成金を申請者に支払うものとする。

(助成決定の取消し)

第 13 条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により助成決定を受けたとき。
- (2) 助成金をこの事業の目的以外のことにつきに使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法令又はこの告示に違反したとき。

2 申請者は、前項に規定により助成の決定を取り消された場合において、取消しに係る部分に関し、既に助成されているときは、町長の命ずるところにより助成金を返還しなければならない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、この事業の助成に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年6月1日から施行する。
(平成27年度に助成決定する申請に関する特例措置)
- 2 平成27年度に助成の決定をする申請の受付期間は、平成28年2月1日までとする。